

一般競争入札の参加者の資格等（公告）

長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成 17 年規程第 19 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり公告する。

平成 29 年 10 月 3 日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

長崎県立大学シーボルト校デジタルフルカラー複合機複写サービス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 3 条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。
- (2) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、2 年を経過していない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
- (3) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条第 2 項に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）

4 資格審査申請の時期

この公告の日から、平成 29 年 10 月 18 日（水）まで（大学の休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

5 資格審査申請の方法

(1) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）は、この公告の日から(3)に掲げる場所において、入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県公立大学法人のホームページから入手することもできる。

(2) 申請書の提出方法

① 申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 委任状
- ウ 印鑑届（様式第 2 号）
- エ 口座振替申込書（様式第 3 号）
- オ 長崎県からの資格審査結果通知書の写し

② 申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、(3)に掲げる場所に提出すること。

ア 誓約書

イ 委任状

ウ 営業概要書

エ 法人にあつては、次の (ア) 及び (イ)

(ア) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(イ) 前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

オ 個人にあつては、次の (ア)、(イ) 及び (ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

カ 県税に関し未納がないことを証する証明書

キ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

ク 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

ケ 印鑑届（様式第2号）

コ 口座振替申込書（様式第3号）

※ 提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住所〕〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

〔名称〕長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

〔電話〕095-813-5500

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

7 資格審査の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を付与された日から平成30年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第5号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(7)のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。